

陳情第3号

子供たちの命と安全を守り市民の住環境を守る陳情

(陳情趣旨)

「(仮称)野田市木野崎物流施設計画」について、2月21日に開発業者の説明会がありました。建築面積2,266.71坪(7,493.26平方メートル)、高さ28メートル(マンションなら10階建て)。今まで緑だった林の木々が切られ、こんなに高く大きな建物が住宅地に隣接して建てられようとしていることに驚いています。

この物流施設の出入口は市道1252号線に面していて、しかも横断歩道がある場所です。この市道は小中学生の通学路にもなっています。子供たちが危険にさらされないか心配です。過去に歩行者の死亡事故も起きています。また地域住民が医院への通院や郵便局、買物などに日常生活で使う道路です。

施設の運用主体はトナミ運輸(株)で、日に88台のトラックの出入庫と、ほかに仕事従事者のマイカーなどの出入りによる渋滞が予測されます。近年、この市道の交通量は非常に多く、特に大型車が増え渋滞もひどい状況です。

近隣住宅では、日照、ビル風、夜間の照明、排水、盛土など多くの不安があります。3月31日に開発業者による2回目の説明会がありましたが、我々の不安を解消し、納得できる内容ではなく、住民と真摯に向き合おうとする態度が感じられないものでした。

以上のことから、以下の項目を陳情します。

(陳情項目)

- 1 子供たちの命と安全が守られることを最優先に考えてください。
- 2 市民が安心して住み続けられる良好な住環境を守ってください。
- 3 近隣居住者及び地域住民の了解を得るまで開発業者の計画を認めないでください。
- 4 市は事業者に対して住民との対面での説明会の実施をするよう働きかけることを求めます。

令和5年5月30日

野田市議会議長 山口 克己 様

陳情者

白鷺梅郷住宅自治会

陳情第4号

野田市が埋設した放射性物質汚染土壌についての陳情

(陳情趣旨)

陳情者は、野田市が東亀山児童遊園として使用貸借していた土地を児童遊園が廃止・返還された後、購入しました。野田市は、当該土地に放射線汚染土壌を埋設保管している事実を建築指導課などの関係部署に連絡していなかったため、陳情者はその事実を知らされませんでした。購入後7年たって、突如野田市から汚染土を埋設し放置しているとの連絡があり、陳情者がその埋設放置の事実を知らされなかった事実及び陳情者が遮水シートを破損し、かつ汚染土の一部をどこかへ廃棄した事実に対する全責任は、前地権者にあると通達されました。前地権者は高齢で病院に入っておられたため、陳情者は、当該土地仲介不動産業者を通じ、前地権者の御主人に通達内容をお示ししました。しかし、野田市の説明とは異なり、前地権者は放射線汚染土壌の埋設保管のことを知らされていなかったということで陳述書を作成され、野田市の代理人弁護士に送付されました。また、前地権者の御夫妻は高齢のため、陳情者から野田市に説明するように手配してほしいとの依頼がありました。

陳情者は、野田市に対し、3年もの間一貫して前地権者の御夫妻に説明するように求めてまいりましたが、野田市はいまだに前地権者の了解のもと、汚染土を一時保管するために、地中に埋設したものになりますと主張しながらもその根拠を示さず、説明どころか連絡することすら拒否しています。

(陳情項目)

前地権者に了解を得たという根拠、現地権者である陳情者に7年間も埋設の事実を知らせなかった責任とその間に埋設箇所を破損し、一部汚染土を紛失した責任が前地権者にあるとする根拠の明示及び野田市の各部局間での情報共有システムの改善をしてください。

令和5年5月31日

野田市議会議長 山口 克己 様

陳情者

